

申請をご検討の方からいただく
ご質問にお答えします。Q&A

1 対象者・対象経費

Q1 どのような事業者が対象となりますか？

鞍手町内に本社、本店または主たる事業所があり、令和4年9月以前から事業による収入を得て、今後も現在の事業を継続する意思のある中小企業その他法人等（以下「中小法人等」といいます。）やフリーランス等を含む個人事業者（以下「個人事業者等」といいます。）が対象となります。

Q2 大企業は対象となりますか？

対象外です。

Q3 本店所在地は町外ですが、主に事業を行っている店舗は鞍手町内にあります。対象となりますか？ 【R4.11.24 更新】

鞍手町内にある主に事業を行っている店舗分は対象となりますが、町外にある本社、本店並びに他の事業所分は対象となりません。
申請の際には、開業届または店舗が町内にあることが確認できる書類が必要です。また、町内にある店舗において購入されたことが明確にわかる書類（領収書等に鞍手営業所、鞍手支店、鞍手町の住所が記載されているなど）が必要となります。

Q4 町外に住んでいる個人事業主ですが、店舗は町内にあります。対象となりますか？

対象になります。
居住地である町外の住所地で確定申告をされている場合は、申請の際に、開業届または店舗が町内にあることが確認できる書類が必要となります。

Q5 本社が鞍手町にあり、町外にも事業所があります。対象経費を本社でまとめて支払っている場合、支援の対象となりますか？

町外の事業所分を含め対象となります。
町外にある事業所の所在が確認できる書類が必要です（商業登記簿謄本の写し、営業許可証の写しなど）。

Q6 専業農家で米や麦を作っています。対象になりますか？

対象になります。
ただし、鞍手町施設園芸燃油価格高騰対策補助金の交付を受けている場合は対象外となります。

Q7 町内で歯科診療所を営んでいます。支援金の対象となりますか？

福岡県が給付する福岡県医療機関等物価高騰対策支援金の対象となる事業所は、本町の支援金は対象外となります（対象施設：病院、診療所、薬局、助産所、施術所）。

Q8 町内で介護サービス事業所を営んでいます。支援金の対象となりますか？

福岡県が給付する福岡県社会福祉施設等物価高騰対策支援金の対象となる介護サービス事業所は、本町の支援金は対象外となります。

Q9 支援金の対象となる経費はどのようなものですか？

令和3年4月から令和4年9月までの算定期間に事業のために購入した電気、ガス、油脂燃料（以下「電気・ガス等」といいます。）のうち、連続する任意の6か月間の合計額が18万円以上のものが対象経費となります。

Q10 油脂燃料とは？

ガソリン、重油、軽油、灯油の4種類が対象です。

Q11 令和4年11月から鞍手町で飲食店を始めました。対象となりますか？

対象外です。
令和4年9月以前から町内に事業所を有し、引き続き事業を行っていることが対象要件となります。

Q12

令和4年8月に小売業を廃業しました。それまでに購入した電気代などは対象となりますか？

対象外です。

申請時点において、引き続き町内で事業を継続していることが対象要件となります。

2 申請手続き

Q13

申請手続きはどのようにしたらよいですか？

申請書を作成し、必要書類を添えて郵送または鞍手町役場地域振興課まで直接ご提出ください。申請書類は、鞍手町役場地域振興課または鞍手町商工会に備えてあります。また、鞍手町のホームページからダウンロードできます。



URL https://www.town.kurate.lg.jp/syouhi/chushokigyo_denki_gas_kakakukototaisaku.html

Q14

いつから申請できますか？

令和4年12月1日（木）からです。申請期限は令和5年2月28日（火）です。

Q15

申請にはどのような書類が必要ですか？

鞍手町中小企業電気・ガス等価格高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次の書類を添付してください。

- ・誓約書（様式第2号）
- ・直近の確定申告書の写し（第1表）
- ・履歴事項全部証明書（中小法人等に限る）※
- ・身分証明書の写し（個人事業者等に限る）※
- ・預貯金通帳の写し
- ・電気、ガス、油脂燃料の経費が確認できる書類（領収書など）
- ・鞍手町内で現に営業を行っていることが分かる書面等（確定申告の納税地が町外である場合）

※鞍手町中小企業環境改善支援金の交付を受け、継続して事業を営んでいる場合は、記載内容に変更がなければ提出する必要はありません。

Q16

提出に必要な確定申告書の写しに税務署の収受印（受付印）がない場合は、どうしたらよいですか？

■電子申請（e-Tax）をされた場合

申告者の氏名または名称、提出先税務署、受付日時、受付番号及び申告した税目等が表示された申告等データが税務署に到達したことで確認できるメール「受信通知」の写しを確定申告書と一緒に提出してください。ただし、確定申告書の上部に「電子申告の日時」と「受付番号」の記載があるものは、「受信通知」の提出は必要ありません。

■収受日付印、e-Taxの受付日時の印字又は受信通知のいずれも存在しない場合

提出する確定申告書類の年度の「納税証明書（その2所得金額用）」で、必ず事業所得金額の記載のあるものを管轄の税務署で請求し、確定申告書の写しと一緒に提出してください。

■確定申告の義務がない場合や、その他相当の事由により確定申告書の提出ができない場合

鞍手町役場税務住民課の税務担当窓口にて県民税、町民税、国民健康保険申告書の控えを提出し、収受日付印が押印されたものを提出していただきます。

Q17

算定期間（18か月）の中で、対象経費の購入額の多かった月を6か月選択して合算したところ、18万円を超えました。対象となりますか？

対象外です。

対象となるのは、連続する6か月の合計額が18万円を超えた場合です。

Q18

2か月分の対象経費を合算すると上限額に達しました。この場合、6か月分の対象経費の領収書等を提出する必要がありますか？

2か月分で上限額に達するのであれば、それ以外の領収書等の提出は必要ありません。

Q19

対象経費の購入が令和4年8月で、支払いが令和4年10月の場合、対象となりますか？

算定期間内に購入されたものであれば対象となります。この場合、領収書等に「令和4年8月分として」等の記載がされている必要があります。何月分かの記載がない場合は、領収書の他に納品書など、何月分の購入かがわかる書類が必要です。

Q20 領収書を紛失してしまいました。納品書で代わりとなりますか？

支払が確認できる書類が必要となるため、その他の書類として、レシート、通帳の写し、受領書、請求書に「代済」「相済」の記載があるものを提出してください。紛失した場合は、領収書を再発行してもらうなどの対応が必要です。

Q21 宛名が申請者でない領収書でも対象となりますか？

対象外です。
領収書の宛名は、申請者名と必ず一致している必要があります（法人の場合、会社名や代表者が記載されている必要があります）。

Q22 燃料を購入しましたが、領収書に品名（例：「ガソリン代として」など）が記載されていません。対象となりますか？

領収書のただし書きは、必ず購入した品名（ガソリン、重油代等）が記載されているものがが必要です。品名の記載がない場合は、請求書や納品書などの資料（購入した品と購入量、金額など内訳がわかるもの）を合わせて提出してください。

Q23 個人事業主です。自宅を事業所として使用している場合、対象となりますか？

対象になります。
ただし、確定申告を参考に自家用と事業用とを家事按分してください。また、対象経費には事業用のみに購入した電気・ガス等の金額を算出してください。

3 支援金交付額

Q24 支援金の上限額はありますか？

法人の場合は最大 50 万円、個人の場合は最大 15 万円となります。

Q25

個人事業主です。連続する任意の6か月間の電気・ガス等の合計額（税抜）が250,530円でした。支援金はいくらになりますか？

合計 250,530 円 × 20% = 50,106 円 ⇒ 支援金 50,000 円（千円未満は切捨）となります。

（例）

合計 180,706 円 × 20% = 36,141 円 ⇒ 支援金 36,000 円

合計 493,282 円 × 20% = 98,656 円 ⇒ 支援金 98,000 円

合計 852,703 円 × 20% = 170,540 円 ⇒ 支援金 150,000 円【上限額】

Q26

申請書を作成した際に計算した補助金の額と、決定通知書の額が違っていました。なぜですか？

算定期間以外の月の電気・ガス等の購入代金や、電気・ガス等以外の項目の代金などが含まれていることが考えられます。また、購入量ではなく差額で計算していたり、端数の切り捨てをしていない、消費税が含まれたまま積算されているなど、計算が間違っているケースがあります。なお、決定通知書に記載されている額は、修正後の額となります。

4 その他

Q27

電気料金は、ウェブ明細サービスと口座引き落を利用しているため紙の領収書がありません。この場合、どのような添付書類が必要ですか？

金融機関の口座から引き落としされたことが確認できる通帳の写しと、電力会社のHP等で明細が確認できるページ（「〇〇月分 〇〇円」などの記載）を印刷し、資料として添付してください。

Q28

電気料が月をまたいで請求されている場合、何月分として考えればいいですか？（例：1月20日～2月19日使用分を2月分として請求）

請求書などに「2月分として」と記載があれば、月をまたいでいても「2月分」のものとしてください。ただし、2月分の請求であっても、2月の日にちが全く含まれないもの（例：1月1日から1月31日使用分が2月分として請求）については、2月の日にちが1日でも含んだ月の請求分を2月分として計算してください。

「〇月分」といった記載がない場合は、対象月が含まれた月日を起点として、続けて6か月分を対象としてください（例の場合、1月20日から2月19日請求分を2月分、3月19日分までを3月分、4月19日分までを4月分とみなします）。

Q29

油脂燃料費が月をまたいで請求されている場合は、何月分として考えればいいですか？（例：令和4年9月20日～10月19日購入分を9月分として請求）

油脂燃料費は、領収書や明細書などに記載された購入年月日が支援の対象月となります。

例の場合、令和4年9月20日から9月30日までの購入分が対象となり、令和4年10月1日から10月19日までの購入分は対象外となります。

Q30

電気料、油脂燃料が口座引き落としのため、領収書が発行されません。どうすればいいですか？

電気料については、通帳の摘要部分に〇月分電気料等の明確な記載のない場合は、①当月分の引き落としが確認できる通帳の写し、②明細書の写し（または、契約している電力会社が発行するウェブ明細の写し）、2つが必要です。

油脂燃料については、①当月分の引き落としが確認できる通帳の写し、②請求書、明細書の写し（購入された燃料それぞれの購入日、購入量等が記載されているもの）、2つが必要です。

Q31

クレジットカード払いをしたが、必要な書類である決裁口座の通帳がありません。または紛失してしまいました。どう対処すればいいですか？

銀行に当該月の取引明細の発行依頼をし、発行後、申請期間内（令和5年2月28日まで）にご提出ください

Q32

購入の際、クレジットカード払いをした場合、申請できますか？

申請できます。

ただし、クレジットカード会社へ入金 completed からとなります。また領収書のほかにクレジットカード会社への振込など入金確認できる書類も必要です。

【必要書類】

※次の①または②、③を揃えて提出してください。

①領収書（宛名が申請者であること、クレジットカード払いであること、金額の内訳、また何月分の対象経費であるかが書いてあることをご確認ください）

②カード会社から発行される取引した月のカード利用代金明細など

③クレジットカード決済口座の通帳または取引明細の該当部分の写し

※口座からの引き落とし（支払日）が申請期限内（令和5年2月28日まで）に完了している必要があります。

Q33

代表者のクレジットカードではなく、従業員のカードで支払った場合、従業員の支払い明細等を添付すれば対象となりますか？

支払者は、申請者（会社または代表者）である必要があります。
従業員が立替払いをした場合は、立替えした金額を、会社・代表者本人がすでに従業員に支払っている（返金している）ことが必要なため、「その従業員から会社・代表者本人に対する領収書（返金された証明書）」を、「Q7の回答に記載した書類」に追加して提出していただくことになります。

Q34

個人で農業を営んでいましたが、令和4年7月に法人化しました。この場合、どちらで申請することになりますか？【R4.11.24 追加】

事業を継続しているのであれば、個人・法人のどちらでも申請できます。
個人として申請する場合は、令和3年4月から令和4年6月までの15か月間のうち、最も購入の多い連続する任意の6か月を算定期間として選択できますが、支援金の上限額は15万円となります。
法人として申請する場合は、算定期間は令和4年7月から9月までの3か月間となりますが、支援金の上限額は50万円となります。比較していずれか有利な方で申請することが可能です。